第3回「機能性表示食品広告審查会」結果報告

1. 日 時: 令和2年11月27日(金)13:00~17:00

2. 場 所:公益財団法人 日本健康·栄養食品協会 3 階会議室(WEB 併用)

3. 広告素材

収集件数 : 48 件 (内訳)テレビ 22 件、新聞 13 件、雑誌 1 件、Web (LP) 12 件

対象期間: 令和2年3月1日~5月31日(3ヶ月間)

収集方法:協会会員企業に提供依頼

4. 審查要領

外部専門家(第三者委員)4名と、協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなる審査委員会において、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成28年6月30日消費者庁)および「『機能性表示食品』適正広告自主基準」(平成28年4月25日)を審査指針とし、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査した。(今回、機能性表示食品の事後チェック指針(*)の公表前に出稿された広告が含まれるため、当該指針との適合性は考慮していない。)

(*) 「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」(令和2年3月24日 消表対第518号、消食表第81号)

5. 審査結果

判定 媒体	А	В	С	問題なし	合計
テレビ (TV)	0	0	1	21	22
新聞(NP)	0	0	3	10	13
雑誌(MG)	0	0	0	1	1
Web (LP)	0	0	3	9	12
合計	0	0	7	41	48
会社数と商品数		_	4 社 5 商品	12 社 40 商品	16 社 45 商品

* 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促した。

注)審查基準

A判定

- ・ 健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの
- ・「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成28年6月30日消費者庁)に著しく抵触(*)するもの
 - (*) 著しく抵触:1つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。
- ・虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「『機能性表示品』適正広告自主基準」(平成 28年4月25日)に著し、抵触するもの
- B 判定 ・「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁)に抵触するもの
 - ・「『機能性表示食品』適正広告自主基準」(平成28年4月25日)に抵触するもの
- C 判定 ・「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」 (平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁) に抵触するおそれのあるもの
 - ・「『機能性表示食品』適正広告自主基準」 (平成28年4月25日) に抵触するおそれのあるもの
 - ・ 消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

6. 第3回 機能性表示食品広告審査会 審査概評

公益財団法人 日本健康·栄養食品協会 機能性表示食品広告審査会 委員長 林 功

機能性表示食品は2015年4月の制度施行から6年目を迎え、既に届出件数は3,000件を超えており、消費者に一定の認知を得てきております。機能性表示食品の広告表示に関する事業者団体の取組みとして、健康食品産業協議会と日本通信販売協会が「『機能性表示食品』適正広告自主基準」を公表しております。また、消費者庁では昨年3月に、不適切な表示に対する事業者の予見可能性を高め、事業者による自主点検や業界団体による自主規制等の取組を円滑にする目的で機能性表示食品の事後チェック指針を公表し、4月から運用が始まっています。公益財団法人日本健康・栄養食品協会では、機能性表示食品の広告の適正化と向上を図り、機能性表示食品の適切な情報の提供ならびに機能性表示食品制度に対する消費者からの信頼を一層高めることを目的に、2018年に最初の機能性表示食品広告審査会(以下、広告審査会という)を開催し、その後年1回の開催を続け、このたび昨年11月に開催した第3回目の審査結果を公表することとなりました。

〈広告審査会の概要〉

広告審査会は、4 名の第三者委員と日本健康・栄養食品協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表 3 名の 7 名からなり、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(平成 28 年 6 月 30 日 消費者庁)および「『機能性表示食品』適正広告自主基準」(平成 28 年 4 月 25 日 以下、「自主基準」)を審査指針として、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査しております。(機能性表示食品の事後チェック指針については、指針公表前に出稿された広告が含まれるため、今回は当該指針との適合性は考慮しておりません。)第3回広告審査会は2020年11月27日に開催し、合計48件の広告(審査対象媒体:新聞、雑誌、TVCM、Web(LP))について審査いたしました。

〈第3回広告審査会の審査結果〉

審査指針への抵触の程度により、A、B、Cの3段階で判定した結果、「A」・「B」判定0件、「C」判定7件となりました。「C」判定については、主に、届出表示の機能性の範囲を逸脱し、消費者に誤認を与えるおそれのある表現等を含む広告が、審査指針に抵触するおそれがあると判定されました。

C 判定とされた広告については、協会から当該企業に結果を通知し、広告表示の改善を促すとともに、全ての 広告提供企業に対しては、審査結果のみならず、広告審査会で指摘された今後の課題や参考意見についても、 併せて連絡しております。また、日本健康・栄養食品協会会員等にも商品名等を伏せた上で結果を周知し、今後の適正な広告作成の一助としていただくこととしております。

〈広告審査会の今後について〉

機能性表示食品の広告審査会は、消費者庁が認めた許可表示に対する逸脱を精査する特定保健用食品の広告審査と比べ、機能性表示食品は、事業者ごとに異なる届出表示と審査指針とをそれぞれの広告表現に照らし合わせるため、より一層、精査する必要があります。更に、許可制である特定保健用食品とは異なり事業者責任に基づく届出制であるため、届出表示のエビデンスの妥当性をいかに確認するかは今後の課題であります。広告審査会では、今後も審査の経験と実績を積み上げながら届出事業者の適正な広告活動を支援してまいります。

なお、今後の広告審査会では、機能性表示食品の事後チェック指針も審査指針に含めることとなります。広告作成に当たっては、事後チェック指針にも十分にご留意頂くようお願いいたします。機能性表示食品制度は、事業者の責任において、科学的根拠に応じた多岐にわたる機能性訴求が可能となる反面、多様な機能性を誤認なく適切に消費者に伝える必要があり、その広告活動における事業者の責任はより大きくなります。届出事業者におかれては、消費者にとってわかりやすい広告表示になるよう一層のご尽力をお願いいたします。